

※ 保存期間30年(平成60年3月31日まで)

○道路使用許可事務処理要領の制定について(通達甲)

(平成30年3月26日徳交規第158号)

改正 平成31年4月11日徳交規第166号
令和2年1月31日徳交規第29号
令和2年12月28日徳企第178号
令和3年3月24日徳務第5001号
令和3年3月30日徳企第5007号

各部課長

各警察署長

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項各号の規定による道路の使用の許可について、別添のとおり道路使用許可事務処理要領を制定し、平成30年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、道路使用許可の許可期間について(平成12年4月7日徳交規甲第99号)は、廃止する。

別添

道路使用許可事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第77条及び第78条、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下規則」という。)第10条から第12条まで、徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。)第19条その他の規程に基づく道路の使用の許可に係る事務(以下「道路使用許可事務」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、その適正を期することを目的とする。

2 手数料関係規程の準拠

この要領に定めるもののほか、徳島県警察関係手数料条例(平成12年徳島県条例第64号。以下「手数料条例」という。)の規定による許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収事務は、徳島県収入証紙条例(昭和39年徳島県条例第21号)、徳島県収入証紙条例施行規則(昭和39年徳島県規則第24号)その他の規程に定めるところによるものとする。

第2 定義等

1 定義

この要領において用いる用語の意義は、次に掲げるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 許可 法第77条第1項の規定による許可をいう。
- (2) 道路使用行為 法第77条第1項各号に掲げる行為をいう。
- (3) 許可申請 許可を受けるための法第78条第1項の規定による申請をいう。
- (4) 記載事項変更届出 法第78条第4項に規定にする許可証(規則第10条第2項に規定する道路使用許可証の様式による許可証をいう。以下同じ。)の記載事項の変更の届出をいう。
- (5) 再交付申請 法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請をいう。
- (6) 申請者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 許可を受けようとする者

イ 法第78条第4項の規定による許可証の記載事項の変更の届出をしようとする者

ウ 法第78条第5項の規定による許可証の再交付を受けようとする者

2 高速自動車国道等における権限

許可は、道路使用行為に係る場所を管轄する署長が行うものであるが、当該場所が高速道路における交通警察の運営に関する規則(昭和46年国家公安委員会規則第3号)第1条に規定する高速道路であるときは、法第114条の3及び細則第5条の2の規定により、高速隊長が許可することとなる。

第3 許可に係る基本的事項

1 申請者について

許可申請に係る申請者は、法第77条第1項各号のいずれかに該当する者となるが、具体的には次に掲げる者が該当することとなる。

- (1) 法第77条第1項第1号に掲げる行為に対する許可(以下「1号許可」という。)の申請

者は、同号に規定する道路において工事若しくは作業をしようとする者又は工事若しくは作業の請負人であり、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者となる。

なお、これらの者はその工事の全般についての計画を掌握し管理していることが必要とされ、単なる施工主又は注文者はなり得ない。

- (2) 法第77条第1項第2号に掲げる行為に対する許可(以下「2号許可」という。)の申請者は、現実に工作物を道路に設置しようとする意思の主体のことをいい、工作物の施工主となる。
- (3) 法第77条第1項第3号に掲げる行為に対する許可(以下「3号許可」という。)並びに同項第4号に掲げる行為及び細則第19条に掲げる行為に対する許可(以下「4号許可」という。)の申請者は、当該行為を行おうとする意思の主体のことをいい、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者となる。

2 許可の単位

(1) 原則的な考え方

ア 許可の単位

(ア) 許可は、道路を使用する一つの行為について、1件とする。

(イ) (ア)の「一つの行為」とは、行為の主体、行為の目的、時間、場所及び方法又は態様が客観的に一体として捉えられるもので、かつ、一体として捉えて許可を与えても交通の安全と円滑を確保するために必要な管理ができるものをいう。

イ 基本的な許可の取扱い

許可申請に係る道路使用行為について、次に掲げるような要素(以下「基本要素」という。)を勘案し、本来的に一つの行為として評価できるものが、1件の許可として取り扱うこととなる。

(ア) 当該行為の主体が同一であること。

(イ) 同一の機会に同一趣旨の下で実施されるものと認められること。

(2) 例外的な許可の取扱い

ア 連続又は同時に行われる同種の道路使用行為の取扱い

連続又は同時に行われる同種の道路使用行為について、時間・場所が複数で見ると一つの行為に見えないものであっても、基本要素のほか、次に掲げるような要素がある場合は、一つの行為とみなして取り扱うことができる。

(ア) 当該行為が次に掲げるような要件に該当するなど、交通に与える影響の程度が少なく、かつ、その程度が同一と認められること。

a 当該行為が道路の測量など長期間の交通規制を要しない内容で1日程度で終わるものであること。

b 当該行為に工事が伴う場合における当該工事の期間が1か月を超えないものであること。

(イ) 当該行為の態様が同一であること。

a 電柱等の工作物を順次設置(2号許可)するなど、形式的には二つ以上の道路使用行為に当たるものであっても、同一の申請者が同一の署管内の場所的に近接した道路において、時間的に連続して同一の道路使用行為を行う場合が該当する。

- b aの「場所的に近接した道路」とは、市を管轄する署にあっては当該市に属する町等の区域単位、郡に属する町又は村を管轄する署にあっては当該町又は村単位の道路であって、国道、県道及び市町村道の路線ごとに区分したものをいう。
- c bの場合において、区分する路線が同一（(例)区分する路線が国道のみの場合は、当該国道）である場合は、bに定める各種単位にかかわらず、当該同一の路線が「場所的に近接した道路」とする。
- d 当該行為について法第77条第3項の規定による条件を付す場合にあっては、その条件が同一である必要がある。
- e 高速隊における当該行為の適用については、aからdまでに準じるものとする。

イ 密接に関連する道路使用行為の取扱い

- (ア) 石碑等の工作物を設置(2号許可)するために作業(1号許可)をしようとするなど、二つ以上の異なる道路使用行為をしようとする場合において、その申請者が同一であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提となっていると認められるときは、実務上包括して1件の許可(2号許可)として取り扱うことができる。
- (イ) (ア)に該当する場合であっても、申請者が別々であるときは、それぞれの許可が必要となる。

(3) 交通規制課との協議

許可に係る一つの行為の適用について疑義が生じたときは、その都度、交通規制課の道路使用許可事務の担当者と協議を行い、その取扱いの斉一を図るものとする。

3 許可の期間

(1) 基本的な考え方

許可の期間は、道路使用行為の目的、場所、方法又は形態と一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間とするものとする。

(2) 基準

許可の期間は、道路使用許可期間の基準(別表1)を基準にして、当該許可に係る道路使用行為の性質、形態等が次に掲げる事項に該当するかなどに着目して、合理的な期間を設定するものとする。

- ア 一過性のものか、反復性のものか。
- イ 一時的なものか、継続的なものか。
- ウ 固定性のものか、移動性のものか。

(3) 許可期間の特例

許可申請の際、申請者から悪天候等により当該許可申請に係る道路使用行為の実施を延期する可能性があるとして申立てがあった場合においては、規則第10条第2項の規定による申請書の「期間」欄の余白に当該行為の実施を延期した場合の期間を申請者に記載させることにより、これを認めるものとする。ただし、道路使用行為の実質的内容を変更しない場合に限る。

第4 管理体制

1 取扱責任者等の設置

道路使用許可事務の適正を期するため、署及び高速隊(以下「署等」という。)に取扱責任者及び事務担当者を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。この場合において、分庁舎がある署にあっては、当該分庁舎においても事務担当者を置くものとする。

- (1) 取扱責任者 署にあっては交通課長(課長代理を含む。以下同じ。)、高速隊にあっては副隊長
- (2) 事務担当者 署等の長(以下「署長等」という。)が指名する者(署にあっては交通課員に限る。)

2 取扱責任者の任務

取扱責任者は、署長等の命を受け、道路使用許可事務について全般的な指導監督に当たるものとする。

3 事務担当者の任務

事務担当者は、取扱責任者の指示を受け、道路使用許可事務の処理に当たるものとする。

第5 受付・交付窓口

1 受付・交付窓口

(1) 許可申請の場合

許可申請の受理は、道路使用行為に係る場所を管轄する署等(署に分庁舎がある場合は、当該分庁舎を含む。)において行い、当該申請に基づき交付する証明証の交付は、当該申請を受理した署等(署の分庁舎で受理した場合は、当該分庁舎)において行うものとする。

(2) 記載事項変更届出及び再交付申請の場合

記載事項変更届出及び再交付申請の受理は、これら届出又は申請に係る許可証を交付した署等(署の分庁舎で交付した場合は、当該分庁舎)において行うものとする。

2 許可申請の受理の特例

- (1) 道路使用行為に係る場所(当該場所が県内にある場合に限る。)が2以上の署等の管轄にわたるときは、出発地又は主たる場所を管轄する署等において受理し、当該署等から他の関係する署等に申請内容を通知して許可条件等について協議するものとする。
- (2) 道路使用行為に係る場所が二つ以上の公安委員会の管理に属する二つ以上の署等の管轄にわたるときは、それぞれの公安委員会の管理に属する署等において受理するものとする。
- (3) (2)の場合において、道路使用行為が他県から移動してくるマラソン等の場合は、最初に入県することとなる場所を管轄する署等において受理するものとする。
- (4) 統合により管轄する区域が拡大した署の長は、地域住民の利便性の向上を図るため、許可申請に係る書類等の取次ぎを行う窓口(以下「取次窓口」という。)を設置することができる。
- (5) 申請者が取次窓口で許可証の交付を受けたい旨を申し立てた場合において、署長は、当該申請者の住所及び許可期間を勘案の上、適当と認めるときは、取次窓口において当該許可申請に係る許可証を交付することができる。

- (6) この要領に定めるもののほか、取次窓口の運用に係る細目的事項は、交通部長が定める。

第6 許可申請に係る事務

1 申請書の提出

許可申請として、法第78条第1項並びに規則第10条第2項及び第3項の規定により申請書2通(1通は正本、他の1通は副本)及び添付書類の提出を受けるときは、次に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものにあつては、適宜、補正を求めるものとする。

- (1) 許可申請の内容は許可対象行為であるか。
- (2) 申請者は法第77条第1項各号に掲げる者に該当するか。
- (3) 申請書は所定の様式を使用しているか。
- (4) 申請書の記載事項が充足し、その内容は適切か。
- (5) 許可申請に必要な添付書類は具備されているか。

2 手数料の処理

(1) 手数料の徴収

1の確認を行い、申請書の受理が可能と認められるものについて、手数料条例に規定する許可申請の審査に係る手数料分の収入証紙を、申請書の副本の下欄外の余白への貼付を求めるものとする。

(2) 手数料の納付が免除される場合

手数料条例第5条の規定により手数料の納付が免除される者については、申請書の副本の「道路使用許可証」欄の左余白に「徳島県警察関係手数料条例第5条により手数料免除」と朱書きし、その右余白に免除番号を記載すること。この場合における免除番号は、年度ごとの一連番号とし、「免-1」から順に記載すること。

3 申請書の受理

- (1) 申請書の受理は、1による確認を受けたものであつて、2により収入証紙が貼付され、又は手数料の納付が免除された申請書について行うものとし、受理后、受付印(徳島県警察文書管理規程(平成11年徳島県警察本部訓令第20号。以下「文書管理規程」という。)第12条第1項第1号に規定する受付印をいう。以下同じ。)及び当該申請書を受理した者の印を押した上で、署長等の決裁を受けるものとする。
- (2) 申請書を受理したときは、申請者に許可証の交付予定日(受理日からおおむね4日以内(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除く。))を基準とする。)を教示するものとする。

4 申請書の訂正

申請書を訂正するときは、正本の訂正箇所については署長等の訂正確認の公印を押すものとする。

5 受理状況等の管理

- (1) 申請書の受理状況等は、署等(署に分庁舎がある場合は、当該分庁舎を含む。)に備え付ける道路使用許可申請受理簿(別記様式第1号。以下「受理簿」という。)により管理するものとする。
- (2) 受理簿の受理番号は、年度ごとに一連番号を付すものとする。この場合において、

分庁舎の受理番号にあつては、年度ごとの一連番号の前にAを付すものとする。

6 審査

(1) 現地調査

ア 署長等は、申請書を受理したときは、申請された内容を確認するための現地における調査(以下「現地調査」という。)を、当該署等の警察官(署にあつては交通課の警察官(やむを得ない理由があるときは、署長が指名した警察官)。以下「調査担当者」という。)に行わせるものとする。

イ 調査担当者は、現地調査を行ったときは、その結果を道路使用許可申請復命書(別記様式第2号)に記載し、取扱責任者を經由して署長等に報告するものとする。

(2) 委託による現地調査

ア (1)の規定にかかわらず、本部長が指定した署等にあつては、現地調査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するとして現地調査の委託を受けた者(以下「調査受託者」という。)に行わせるものとする。この場合において、当該委託の契約に基づき調査受託者から報告があつた現地調査の結果は、(1)のイにより提出された復命書とみなすものとする。

イ アの場合において、現地調査を委託している場合であっても、署長等が特に必要と認めるときは、アの規定にかかわらず、当該署長等が現地調査を行うことができる。この場合においては、(1)の規定を準用する。

ウ 現地調査を調査受託者に行かせた署長は、毎月、現地調査の実施状況及び件数を点検し、その結果を交通規制課長に報告するものとする。

(3) 現地調査の実施上の留意事項

現地調査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 現地調査を行う者は、身分及び目的を告げ、必要により警察手帳又は身分証明書を提示すること。

イ 現地調査は、必要により申請者、道路管理者又は申請者に協力した者等の了解又は立会いを得て行うこと。

ウ 申請者が申請書に記載した事項と申請場所等が相違していないか確認すること。

(4) 審査及び決裁

取扱責任者は、提出を受けた申請書及び添付書類並びに復命書に基づき必要な審査を行い、当該道路使用行為を許可するか否か及び許可する場合は許可するに当たっての条件(以下「許可条件」という。)等について、署長等の決裁を受けるものとする。

7 許可証の交付

署長等は、許可申請があつた道路使用行為が法第77条第2項各号のいずれか該当すると認めるときは、次に定めるところにより許可証を作成して申請者に交付するものとする。

(1) 交付に係る措置

ア 申請書の正本に必要事項を記入して署長等の公印を押した後、副本と契印の上、その正本を許可証とすること。

なお、事務担当者は、正本に訂正箇所がある場合、訂正確認の署長等の公印が押印されていることを確認すること。

イ 許可条件を別紙に記載した場合は、正本の許可証と契印すること。

ウ 許可証の番号(以下「許可番号」という。)は、受理簿の受理番号を記載すること。

エ 許可証の年月日(許可証に記載する年月日をいう。)は、現地調査を実施後、復命書等に基づいて事実を確認し、決裁を受けた日とすること。

(2) 受領印等

許可証を交付する際には、当該申請書の副本の右余白に、交付を受けようとする者の署名又は押印及び交付日の記載を求めること。

8 緊急工事に伴う許可申請の取扱い

(1) 緊急工事への特例措置

ア 署長等は、許可申請に係る道路使用行為が緊急工事に該当するときは、後日、申請書及び添付書類を提出することを条件に、電話又はファクシミリによる許可申請を受けることができる。

イ アの「緊急工事」とは、電気、電話、水道又はガス事業に係る次に掲げる事案に伴う工事であって、緊急に修理又は修繕をする必要があり、許可申請による許可証の交付を受けるいとまのないものをいう。

(ア) 電力線、電話線等(引込線を含む。)の断線

(イ) 水道管、ガス管等の破裂

ウ 緊急工事に該当しない事案であっても、公共性が高い場合は、その都度、交通規制課長と協議して、緊急工事として取り扱うことができる。

(2) 許可申請の受理

電話又はファクシミリによる許可申請は、次の方法により受理するものとする。

ア 電話による受理

道路使用行為の目的、場所又は区間、開始日時及び期間、方法又は形態、現場責任者等を聴取し、文書管理規程第8条に規定する電話発(受)信紙に記載すること。

イ ファクシミリによる受理

アに掲げる事項を記載した書類の送信を求め、電話においてその内容を確認すること。

(3) 審査等

ア 署長等は、許可申請が緊急工事に該当する場合は、当該道路使用行為の内容、道路状況、交通状況等を勘案して許可の可否及び許可条件を決定をするものとする。

イ 許可及び許可条件の付与は、口頭で行うとともに、事後、速やかな申請書及び添付書類の提出と緊急工事終了後の実施結果の報告を指示するものとする。

ウ 許可をしたときは、許可申請を受けた書類(電話で受けた場合は、(2)のアにより作成した電話発(受)信紙)に許可した旨及び許可条件を記載するものとする。電話により緊急工事終了後の実施結果の報告を受けた場合についても同様とする。

(4) 申請書による許可申請

申請書による許可申請に係る手続は、次に定めるもののほか、1から7までの規定により行うものとする。

ア 電気、電話等に関する緊急工事であって、当該工事の方法及び形態が同じで、道路を使用する時間が短く軽作業であり、一つの行為とみなして取り扱うとき(第3の

2(2)アに該当するとき)は、発生日ごとに取りまとめた資料(10日以内分)を1通の申請書に添付して申請することができる。

イ 申請書の申請日は、緊急工事の開始日とし、受付印は申請書を受理した日とすること。

ウ 申請書の期間欄における時間の記入は要しない。

エ 申請書の許可証欄の左余白に緊急工事と朱書きすること。

オ 緊急工事が終了している場合は、現地調査は要しない。

カ (2)及び(3)に係る書類は、申請書の決裁後に、当該申請書と共に編綴すること。

(5) 留意事項

ア 緊急工事は、公共性の高い事業を対象に例外的に認めるものであるため、拡大解釈することなく、真に緊急性の高い事案にのみ適用すること。

イ 緊急工事の期間については、応急措置のための必要最小限度の期間とし、本工事の期間は含めないこと。

ウ 許可条件は、道路使用個々の場所、地域性等を勘案して具体的な条件を付すこと。

9 原状回復の確認

(1) 署長等は、当該申請に係る道路使用行為が終了したときは、調査担当者又は調査受託者に法第77条第7項の規定による原状回復の措置状況の確認を行わせるものとする。ただし、現地調査を委託している場合であっても、署長等が特に必要と認めるときは、調査担当者にこれを行わせることができる。

(2) (1)による確認の結果、原状回復ができていないときは、直ちに許可を受けた者に対して原状回復の指示を行うものとする。

第7 記載事項変更届出に係る事務

1 記載事項変更の要件

(1) 記載事項変更の範囲

許可証の記載事項の変更については無制限に許容されるものではなく、署長等は、法第77条第2項の規定の趣旨を踏まえて判断するものとし、変更に係る事項が許可された道路使用行為と同一性を失わせ、又は許可の実質的内容を損なうこととなるようなものである場合は、新たに申請書を提出させるものとする。

(2) 記載事項変更届出の時期

記載事項変更届出の時期は、法に規定されていないことから個々具体的なケースにより社会通念に従ってこれを判断することとなるが、許可された道路使用行為と同一性を保つ必要から、当該許可の期間内に行うことを原則とする。

2 届出書等の提出

(1) 記載事項変更届出として、規則第11条の規定により届出書(規則第11条に規定する道路使用許可証記載事項変更届をいう。以下同じ。)及び当該届出に係る許可証の提出を受けるときは、次に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものにあつては、適宜、補正を求めるものとする。

ア 記載事項変更届出が1の記載事項変更の要件を満たすものであるか。

イ 届出書は所定の様式を使用しているか。

ウ 届出書の記載事項が充足し、その内容は適切か。

エ 提出を受けた許可証は、当該記載事項変更届出に係るものか。

- (2) 届出書の提出を受けたときは、当該届出書に受付印を押すとともに、記載事項変更届出に係る許可申請を受けた受理簿の備考欄にその旨を記載し、署長等の決裁を受けるものとする。

3 審査等

- (1) 署長等は、保管する記載事項変更届出に係る申請書の副本と対照し、記載事項の変更が道路使用行為の同一性を失わないものであるとき又は許可の実質的内容を損なわないものであるときは、許可証の変更に係る部分を書き直し、当該許可証の余白に変更年月日を記載の上、変更箇所に署長等の公印を押して交付するものとする。
- (2) 提出を受けた届出書は、当該申請書の副本の末尾に添付し、その処理のてん末を明らかにしておくものとする。

第8 再交付申請に係る事務

1 再交付申請書等の提出

- (1) 再交付申請として、規則第12条の規定により再交付申請書(同条に規定する道路使用許可証再交付申請書をいう。以下同じ。)及び当該再交付申請に係る許可証(当該許可証を亡失し、又は滅失した場合を除く。エにおいて同じ。)の提出を受けるときは、次に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、補正が必要なものにあつては、適宜、補正を求めるものとする。

なお、許可証の再交付に係る手数料は、不要とする。

ア 再交付申請の理由が法第78条第5項に掲げる理由に該当するか。

イ 再交付申請書は所定の様式を使用しているか。

ウ 再交付申請書の記載事項が充足し、その内容は適切か。

エ 提出を受けた許可証は、当該再交付申請に係るものか。

- (2) 再交付申請書の提出を受けたときは、当該申請書に受付印を押すとともに、受理簿の受理番号欄に「再交付」と朱書した上で、署長等の決裁を受けるものとする。

2 再交付の実施

署長等は、再交付申請の理由が法第78条第5項に掲げる要件に該当すると認めるときは、次に定めるところにより速やかに再交付する許可証(以下「再交付許可証」という。)を交付するものとする。

(1) 再交付に係る措置

ア 再交付許可証の交付は、原則として再交付申請書を受理した日に行うこと。

イ 署等で保管している再交付申請に係る許可証に基づき、再交付許可証を作成すること。

ウ 再交付申請に係る許可証に許可条件を付した別紙があるときは、当該別紙を作成して再交付許可証に添付し、当該許可証と契印すること。

エ 再交付許可証の許可番号及び交付年月日は、それぞれ最初に交付した許可証の許可番号及び交付年月日とし、再交付許可証の余白に「再交付」及び「再交付年月日」を朱書きすること。

オ 再交付許可証を交付する前に、その写し(当該許可証に別紙がある場合は、当該別紙を含む。)を作成すること。

(2) 受領印等

再交付許可証を交付するときは、再交付申請書の右余白に、再交付を受けようとする者の署名又は押印及び交付日の記載を求めること。

第9 許可条件の変更等

1 変更後の許可条件の通知

署長等は、法第77条第4項の規定により許可条件を変更し、又は新たな条件を付与するときは、その理由及び内容を明示した道路使用許可の条件変更等通知書(別記様式第3号)を申請者に交付するとともに、受理簿にその経過を記載するものとする。

2 道路管理者への通知

1の手續を行う場合において、当該許可が道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものである場合であって、道路管理者に条件を通知している行為については、あらかじめ道路使用許可の条件変更等連絡書(別記様式第4号)を道路管理者に送付するものとする。

第10 許可の取消し・効力の停止

1 許可の取消し・効力の停止の基準

(1) 法第77条第5項の規定による許可の取消し又はその許可の効力の停止(以下「許可の取消し等」という。)の基準は、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項の規定により定めた処分基準によるものとし、その運用については、別表2により行うものとする。

(2) 許可の取消し等は、道路使用の対象、方法、期間、道路交通環境及び条件違反等の内容、社会的反響等により個々具体的に検討し決定するものとする。

2 弁明の通知等

法第77条第6項の規定による弁明をなすべき日時、場所及び処分の理由の被処分者に対する通知は、弁明通知書(別記様式第5号)によるものとし、署長等は、事務担当者に当該事案に対する被処分者又はその代理人の弁明を弁明調書(別記様式第6号)に録取させるものとする。

3 許可の効力の停止期間

許可の効力を停止する期間は、条件違反を是正して交通の危険若しくは妨害を排除するために必要な日数及び将来条件違反を犯さないために必要な日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する期間とする。

4 通知書の交付

(1) 被処分者への通知

署長等は、許可の取消し等を行ったときは、被処分者に道路使用許可取消し・効力の停止通知書(別記様式第7号。以下「通知書」という。)を交付し、処分の内容を通知するものとする。

(2) 許可の取消し等の拒否等

許可の取消し等の処分の被処分者が呼出しに応じないとき又は通知書の受領を拒否したときは、配達証明付きの書留郵便により通知書を送付するものとする。この場合において、事務担当者は、任意の様式によりその経過を明らかにし、郵便局から交付された郵便物等配達証明書を添付の上、署長等に報告するものとする。

(3) 審査請求の教示

事務担当者は、通知書の交付に当たっては、被処分者に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づき審査請求ができる旨及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づき取消訴訟ができる旨を教示するものとする。

(4) 道路管理者への通知

署長等は、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可取消し・効力の停止連絡書(別記様式第8号)を速やかに道路管理者に送付するものとする。

第11 許可と道路占有許可が競合する場合の取扱い

許可と道路占有許可(道路法第32条第1項又は第3項の規定による道路管理者(同法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。))による許可をいう。)とが競合する場合は、次に定めるところにより必要な措置を講じるものとする。

1 道路占有許可申請書の受理

(1) 署長等は、道路法第32条第4項の規定により許可申請に係る申請書と共に、道路占有許可申請書(同条第2項に規定する申請書をいう。以下同じ。)の提出を受けたときは、これを受領するものとする。

(2) 受領した道路占有許可申請書は、道路占有許可申請書受領・送付簿(別記様式第9号)に必要事項を記入した上で、速やかに申請先となる道路管理者に送付するものとする。

2 経路による申請書の受理

署長等は、法第78条第2項の規定により道路管理者から許可申請に係る申請書の送付を受けたときは、第6に定めるところにより必要な手続を執るものとする。この場合において、形式的要件について不備があれば、直ちに申請者に連絡をして、署長等が受領してから7日以内に補正措置を講じるものとする。

3 道路管理者との協議

(1) 法第79条の規定による署長等と道路管理者との協議においては、許可の期間が同一となるように必要な調整を図るものとする。

(2) 署長等は、許可及び道路占有許可について、道路管理者との意見が一致しないときは、交通規制課長に連絡し、必要な調整を求めるものとする。

4 申請者への指導

許可申請に係る申請書と共に道路使用許可申請書を提出しようとする者に対しては、事務手続に所要の日数を要することから、許可を必要とする期間が始まる2週間前までに申請書を提出することが望ましい旨を指導するものとする。

第12 関係書類の管理

1 簿冊の設置

署等(分庁舎がある署にあっては、当該分庁舎を含む。)に次の表の左欄に掲げる簿冊を備え付け、それぞれ同表中欄に掲げる書類を同表右欄に掲げる順番に編綴し、施錠設備のあるロッカー等に保管するものとする。

簿 冊 名	編 綴 書 類	編綴順
-------	---------	-----

(1) 道路使用許可申請書 (収入証紙)	申請書の副本 添付書類 復命書	受付番号順
(2) 道路使用許可申請書 (手数料免除)	手数料免除に係る申請書の副本 添付書類 復命書	免除番号順

2 再交付申請書は、再交付許可証の写しと共に、1の表の(1)又は(2)の簿冊の当該再交付申請に係る申請書の後に続けて編綴するものとする。

3 記載事項変更届は、1の表の(1)又は(2)の簿冊の当該届出に係る許可申請書の後に続けて編綴し、その処理のてん末を明らかにしておくものとする。

第13 専決による事務処理

法及び規則に規定する署長の権限に属する事務は、署における事務の専決基準について(平成26年3月27日徳務第185号)に定める手続に基づき、副署長、地域交通官、交通官又は交通課長に専決させることができることから、署の実情に即して適正かつ円滑な道路使用許可事務を実施するものとする。また、この要領の規定による署長の権限に属する事務にあっても、これに準じて取り扱うものとする。

第14 細目的事項

この要領に定めるもののほか、道路使用許可事務の実施に係る必要な細目的事項は、交通部長が定める。

別表1 (第3の3の(2)関係)

道路使用許可期間の基準

道路使用の分類		許可期間の基準
1号許可	① 下水管、水道管、ガス管、電話線、送配電線等の地下埋設工事 ② 道路工事、跨道橋工事	3か月以内
	③ 架空線、マンホール作業 ④ 測定等作業、採血等作業等	1か月以内
	⑤ 資材の搬出入等の一時的作業 ⑥ ゴンドラ作業	7日以内
	⑦ 訪問入浴介護作業	3か月以内
2号許可	① 公衆電話ボックス、郵便ポスト、電柱、街路灯、道路照明灯、消火栓、吸水栓、消火栓等標識、路線バス停留所のベンチ・上屋等、電柱の添加広告物	工事等に要する期間を許可の期間とする。
	② 建築作業用工作物 (足場、仮囲い等の設置)	道路管理者の占有期間と同一
	③ 立看板、横断幕、飾付けの設置	1か月以内
	④ 舞台、やぐらの設置	7日以内
3号許可	① 露店、屋台店、新聞売り等	1か月以内
4号許可	① マラソン、駅伝、サイクルロードレース、ラリー	3日以内
	② その他 祭礼行事、記念行事、式典、ロケーション、撮影会、演説、寄付募集、署名募集、消防訓練、避難訓練、チンドン屋、サンドイッチマン等	7日以内

別表2（第10の1の(1)関係）

許可の取消し・効力の停止の処分基準

審査対象項目		条件違反により発生させた結果	違反した条件の重要度	条件違反の程度	条件違反の原因、動機	違反と結果との因果関係
軽重区分	大	死亡又は重大な交通事故	交通の安全と円滑に極めて重大な影響を及ぼすもの	全く守られていなかったもの	故意によるもの	主たる原因となったもの
	中	交通事故又は著しい交通障害	交通の安全と円滑に重大な影響を及ぼすもの	大半が守られていなかったもの	重大な過失によるもの	従たる原因となったもの
	小	交通障害又は単なる条件違反に止まったもの	交通の安全と円滑に影響を及ぼすもの	一部が守られていなかったもの	軽微な過失によるもの	——
処分基準		取消し	上記各審査対象項目の軽重区分が、すべて大である場合			
		効力の停止	取消し、指導警告のいずれにも該当しない場合（停止の期間は、許可条件違反を是正して、交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と、将来許可条件違反をさせないための措置に必要な準備日数を加えたもの、又は効力の停止理由が解消するまでに要する期間とすることが適当である。）			
		指導警告	以前に警告を受けたことがなく、かつ、上記各審査対象項目の軽重区分が、おおむね小に該当する場合			

指導・警告の基準

指導	条件違反が軽微で、現場指導により直ちに是正措置ができるもの
警告	条件違反は悪質であるが、現場責任者等に対する警告により是正措置ができるもの

別記様式第2号（第6の6の(1)関係）

年 月 日	
警察署長 殿	
警察署課	
階級 氏名	
道路使用許可申請復命書	
申請者	
申請者の記載事項及び添付書類に誤りはないか。	<input type="checkbox"/> 誤りはない <input type="checkbox"/> 誤っている
申請者の性質・素行等から虚偽の事実は認められないか。	<input type="checkbox"/> 認められない <input type="checkbox"/> 認められる
許可条件を付すれば道路使用の支障は認められないか。	<input type="checkbox"/> 支障はない <input type="checkbox"/> 支障がある
その他参考事項	

住所
氏名(法人名)

道路使用許可の条件変更等通知書

年 月 日付、第 号により許可した道路使用については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により、当該許可の条件を次のとおり変更等したので通知します。

- 1
- 2
- 3

年 月 日

〇〇警察署長

徳警 第 号
年 月 日

（道路管理者） 殿

警察署長

道路使用許可の条件変更等連絡書

年 月 日付、第 号により通知した申請者
に対する道路使用許可については、

- 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため
- 2 道路における危険を防止するため
- 3 交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により、当該許可の条件を次のとおり変更等したので連絡します。

1

2

3

徳警 第 号 年 月 日	
様	
長 印	
弁 明 通 知 書	
年 月 日付、第 号の道路使用許可について、道路交通法第77条第6項の規定により、弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。	
弁明の件名	
予定する処分の種別	<input type="checkbox"/> 許可の取消し <input type="checkbox"/> 許可の効力の停止
処分しようとする理由	
弁明の日時	年 月 日 () 時 分
弁明の場所	<input type="checkbox"/> 警察署 (隊) <input type="checkbox"/>
備 考	1 あなたは、弁明の日時に出頭して意見を述べることができます。 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。 3 あなたは、代理人を選任することができます。その場合は、代理人を選任した旨を届け出てください。 4 あなた又は代理人が正当な理由なく弁明の日時に出頭しなかった場合は、道路使用許可の取消し・効力の停止について、異議がないものと認めます。

注 該当するものの□にレ印を付けること。

弁 明 調 書

住 所
職 業
氏 名

年 月 日（ 歳）

上記の者は、 年 月 日 において本職に対し、下記のとおり道路交通法第77条第6項の規定による弁明をした。

記

以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申立て署名押(指)印した。

前 同 日

〇〇警察署
官職 氏名

印

別記様式第7号（第10の4の(1)関係）

様	徳警 第 号 年 月 日 長 印
<h3 style="margin: 0;">道路使用許可の取消し・効力の停止通知書</h3> <p style="margin: 10px 0;">あなたが受けた道路使用許可について、道路交通法第77条第5項の規定により、下記のとおり処分をしたので通知します。</p> <p style="margin: 10px 0;">なお、道路使用許可の取消しの処分を受けた場合は、速やかに許可証を返納してください。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
処分種別	<input type="checkbox"/> 許可の取消し <input type="checkbox"/> 許可の効力の停止
処分の期日 又は期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの間
処分理由	

注 該当するものの□にレ印を付けること。

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第8号（第10の4の(4)関係）

	徳警 第 号 年 月 日
殿	長 印
<h3 style="margin: 0;">道路使用許可の取消し・効力の停止連絡書</h3> <p style="margin: 10px 0;">申請者 _____ に係る道路使用許可について、道路交通法第77条第5項の規定により、次のとおり処分をしたので連絡します。</p>	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
処分種別	<input type="checkbox"/> 許可の取消し <input type="checkbox"/> 許可の効力の停止
処分の期日 又は期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの間
処分理由	
参考事項	

注 該当するものの□にレ印を付けること。

別記様式第9号（第11の1の(2)関係）

道路占用許可申請書受領・送付簿

番号		受領	月 日	道路使用許可申請書受理番号		取扱者	
申請者	氏名	住所	電話	申請場所	道路管理者 (送付先)	送付月日 送付手段	月 日
					郵送、特使、その他（ ）		
番号		受領	月 日	道路使用許可申請書受理番号		取扱者	
申請者	氏名	住所	電話	申請場所	道路管理者 (送付先)	送付月日 送付手段	月 日
					郵送、特使、その他（ ）		
番号		受領	月 日	道路使用許可申請書受理番号		取扱者	
申請者	氏名	住所	電話	申請場所	道路管理者 (送付先)	送付月日 送付手段	月 日
					郵送、特使、その他（ ）		
番号		受領	月 日	道路使用許可申請書受理番号		取扱者	
申請者	氏名	住所	電話	申請場所	道路管理者 (送付先)	送付月日 送付手段	月 日
					郵送、特使、その他（ ）		